

生活困窮者自立支援事業について

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】

社会保険制度
労働保険制度

【第2のネット】

求職者支援制度
(H23.10～)

○生活困窮者対策

【第3のネット】

生活保護

○生活保護制度の見直し

○生活保護基準の見直し

生活保護制度の見直し
及び生活困窮者対策に
総合的に取り組む

※厚生労働省資料から抜粋

- ・生活扶助基準の見直し(25～27年度)
- ・生活保護法の一部改正(被保護者就労支援事業の創設等)
- ・生活困窮者自立支援法の施行(27年度～)

生活困窮者自立支援事業(全体図)

包括的な相談支援

◆ 自立相談支援事業(必須)

- ・訪問支援も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)がある

※ ◎がついている事業が、任意事業の中で福岡市が実施している事業

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援(必須)

再就職のために住居の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援(任意)

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練
- ↓
なお一般就労が困難な者

早期就労が見込まれる者

◆就労訓練事業(「中間的就労」)の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成
- ◇ ハローワークとの一体的支援
- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援(ホームレス自立支援)(任意)

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業 ◎

- ・住居喪失者に対し一定の間、衣食住を提供

家計再建支援(任意)

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

こども支援(任意)

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習支援事業 ◎

- ・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

その他の支援

- ◇ 関係機関・他制度による支援
- ◇ 民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援